

保護者のみなさま

日頃より学校教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

大雨および暴風（台風）、大雪、震度5弱以上の地震の発生等により、児童・生徒の危険が予想される場合には、学校は安全を確保するために、以下の1～3のような対応をとらせていただきます。

どうぞ御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

平成30年4月 品川区教育委員会

荏原第五中学校 校長 加藤 敏

1 大雨および暴風（台風）、大雪の発生等に伴う登下校の判断について

原則として、前日までに教育委員会が気象情報を基に判断し、必要な措置を講じますが、判断が難しい場合、学校は「判断根拠とする警報」に基づいて、臨時休業または下校時刻の繰り上げ等の判断をします。

「判断根拠とする警報」

気象庁による特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報）または警報（暴風警報）が、品川区に出ている場合

○気象情報は、気象庁ホームページおよびNHKの気象情報で確認できます。

気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>）

登校

○午前7時の時点で「判断根拠とする警報」が出ている場合

- ・学校は、臨時休業となります。保護者は、お子さんを自宅学習としてください。
- ・なお、判断根拠とする警報以外の警報が出ている場合、また、午前7時以降に判断根拠とする警報が発令された場合について、学校は通常どおりの授業となります。その際、保護者判断のもとでの登校となりますが、登校を見合わせた場合も欠席扱いとはなりません。

下校

○下校時刻の前に「判断根拠とする警報」が出た場合

- ・学校は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
- ・保護者は、「判断根拠とする警報」が出ていてもお子さんを引き取ることができます。
- ・午後6時までに「判断根拠となる警報」解除の場合は、方面別の集団下校等を実施します。
- ・午後6時を過ぎても「判断根拠となる警報」が解除されない場合は、引き取りをお願いします。

○通常の下校時刻より前に「判断根拠とする警報」が出ることが予想されるため、教育委員会が下校時刻を早める判断をした場合

- ・学校は、下校時刻が早まったことを保護者に連絡します。
保護者等が自宅に不在の場合は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
その際、午後6時までに「判断根拠となる警報」が解除された場合には、方面別の集団下校等を実施します。
- ・保護者は、午後6時を過ぎても「判断根拠となる警報」解除されない場合に、引き取りをお願いします。

その他

○「判断根拠となる警報」により学校が臨時休業となった場合、給食費は返金されません。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の下校判断について

○品川区内で震度5弱以上の地震があった場合

- ・学校（すまいるスクールを含む）は、児童・生徒を留め置き、保護者等の引き取りとします。
- ・事前に学校の了解がある場合は、家族（高校生以上）による引き取りも可能です。

3 その他

ここに出されているケース以外においても、児童・生徒の登下校に危険が考えられる場合は、学校の判断により緊急対応を行い、児童・生徒の安全対策に努めます。